

一般財団法人観光まちづくり佐伯理事の職務権限規程

(設置)

第1条 定款第27条のほか、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の業務の適法かつ効率的な執行を図るために必要な理事長及び副理事長等の職務権限を次のとおり定める。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等（以下「規程等」という。）を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、定款の定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、定款及び規程等並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 法人を代表し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における代表理事としてその業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 年4回以上、自己の職務の執行の状況を評議員及び役員に報告する。

(副理事長)

第5条 副理事長は、理事長を補佐し、法人の業務を執行する。

2 副理事長は、前項に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する

(業務執行理事)

第6条 業務執行理事は、法人の代表権を有しなく対外的な業務を執行する権限はないものの、法人の業務を執行するものとして、別表に掲げるもののほか、規程等に定める職務権限を有する。

2 業務執行理事が複数の場合における前項の職務権限の分掌は、理事長が行う。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事のいずれも事故あるとき又は欠けたときは、法人を代表し、一般法人法上の代表理事としてその業務を執行する。

4 業務執行理事は、原則として定款第47条第2項の職員（以下「職員」という。）を兼ねることとする。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、法人の業務を執行するとともに、事務局を統括する。
- (2) 理事長又は副理事長が認めるとき及び、理事長及び副理事長が共に事故あるとき又

は欠けたときは、法人を代表し、一般法人法上の代表理事としてその業務を執行する。

2 前条第4項に関わらず、専務理事は専任できるものとする。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 所管する業務を統括するとともに、理事長及び副理事長並びに専務理事を補佐し、法人の業務を執行する。

(2) 理事長、副理事長及び専務理事がいずれも事故あるとき又は欠けたときは、法人を代表し、一般法人法上の代表理事としてその業務を執行する。

2 第6条第4項に関わらず、常務理事は専任できるものとする。

(使用人との兼任)

第9条 理事は、定款第47条第2項の職員を兼ねることができる。

2 前項の場合において、理事会の承認を受けなければならない。

3 第1項の場合において、定款第31条に定める報酬等は支給しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか理事の職務権限に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長がこれを定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、法人設立の日から施行する。

別表

理事長の職務権限（第4条）

中長期経営戦略の策定

事業計画及び予算の案の作成に関する事

業報告及び決算の案の作成に関する事

職員の人事及び給与制度に関する事

管理監督の職にあたる職員以外の職員の任免に関する事

国外出張に関する事

法人の規程に基づく支出以外の支出

寄附に関する事

訴訟に関する事

外部に対する文書発出（特に重要なもの）

業務執行理事の職務権限（第6条）

事務局組織内会議の開催

評議員、理事、監事、管理監督の職にあたる職員の国内出張に関すること

法人の規程に基づく支出

事業の実施に関すること

職員の教育及び研修に関すること

福利厚生に関すること

渉外に関すること

金融機関の指定に関すること

外部に対する文書発出（通例的なもの）

外部団体に対する後援

外部団体への加入及び脱退